

市長及び副市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 2 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 2 3 号

市長及び副市長の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料の支給額を減額するため、伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 3 号。以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 特例期間における市長及び副市長の給料月額は、特別職給与条例第 3 条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第 1 号に定める給料月額からその 1 0 0 分の 2 0 に相当する額を減じた額、副市長にあつては同条第 2 号に定める給料月額からその 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じた額とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第 3 条 次に掲げる手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前条の規定は適用しない。

- (1) 特別職給与条例第 5 条に規定する期末手当の額
- (2) 伊勢崎市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 4 8 号）第 3 条に規定する退職手当の額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和 7 年 7 月 3 1 日限り、その効力を失う。